

旧新潟税関庁舎等管理条例に基づく処分に係る
審査基準及び標準処理期間を定める要綱

旧新潟税関庁舎等管理条例（昭和47年新潟市条例2号。以下「条例」という。）に基づき実施機関が行う処分に係る審査基準及び標準処理期間を次のとおり定める。

処分等	審査基準	標準処理期間 (日)
旧新潟税関庁舎等行為の許可	条例第7条	10
旧新潟税関庁舎等行為の変更許可	条例第7条	7

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。